

# 社会福祉法人日本介助犬福祉協会 定款施行細則

## 第1章 総 則

### (根拠)

第1条 この社会福祉法人日本介助犬福祉協会定款施行細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人日本介助犬福祉協会定款（以下「定款」という。）第27条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

### (目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる当法人施設等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び評議員会での審議事項並びに理事長、常務理事、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条第1項の規定による理事会の決定事項及び定款第14条の規定による評議員会の審議事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第9条第1項ただし書きに基づく理事長の職務権限（専決事項）及び定款準則第5条備考(4)に基づく常務理事並びに施設長の職務権限（専決事項）については、別表2のとおりとする。

3 規程、規則等の制定改廃に係る議決、審議分掌については、別表3のとおりとする。

### (理事の意思表示)

第5条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を欠席理由を明らかにした上で、別紙1の様式により行うことができるものとする。

### (職務の代理)

第6条 定款第10条の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。

2 前項に基づき職務代理者による理事長職務代理を行う場合には、法人のホームページに職務代理者名の設置を公示（掲示）するものとする。

順 位	職 務 代 理 者
第 1 位 順 位	常務理事にある理事
第 2 位 順 位	当法人施設長にある理事
第 3 位 順 位	当法人施設長にある理事
第 4 位 順 位	就任順の非常勤理事

## 第 2 章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第 7 条 理事会及び評議員会の開催時期は、①予算②決算③事業経過報告とし、年間 4 回以上開催することを原則とする。

2 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも 1 週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第 8 条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1 週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第 9 条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無を別紙 2 によりあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第 10 条 理事会、評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第 11 条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

3 前 2 項にかかわらず、評議員会において、意見を聴くこととして付議された議案については、表決を行わず、意見聴取にとどめることができる。

(動議)

第 12 条 動議とは、あらかじめ提出された議案以外の事項を議事に付するために発議された案件をいうが、修正(含む役員、評議員の自薦、他薦)の動議の場合はその案をそなえ、(あらかじめ)理事長に提出しなければならない。

2 修正案は、そのままの形で審議できる形式を整えていなければならない。

3 動議は 1 名以上の理事(又は 2 名以上の評議員)の賛成があれば審議される。

4 議長は次の事項に関する動議が出されたときは、他の議事に優先して取り扱わなければならない。

①議事の進行（協議の制限または打ち切り、議事日程の変更）

②議長の不信任。

なお、議長不信任の動議が出されたときは、他の議長と交替してその案件を扱う。

（議長の議決権）

第13条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

3 評議員会における議長の議決権は、可否同数のときにのみ行使するものとする。したがって、評議員会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

（議事録等）

第14条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

（1）開催年月日及び時間

（2）開催場所

（3）出席者氏名、書面出席者氏名、欠席者氏名

（4）理事総数（定数）、評議員総数（定数）

（5）定足数に関する規定（定款の引用及び議長による定足数の確認）

（6）議事録署名人（2名の選出）

（7）議案

（8）議案に関する発言内容（発言者氏名も明記）

（9）議案に関する表決結果

（10）議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう袋綴じの上、保管するものとする。

（欠席理事、評議員への報告）

第15条 理事長は、理事会に欠席した理事に理事会議事録を21日以内に送付するものとする。

2 理事長は、評議員会に欠席した評議員に評議員会議事録を21日以内に送付するものとする。

### 第3章 監 事

（理事会等への出席）

第16条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また、発言するこ

とができる。ただし、議決に加わることはできない。

#### (監事の監査)

第17条 定款第11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上「監事監査規程」を作成するものとする。

なお、監事監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果について監事は、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

### 第4章 外部監査

#### (外部監査の実施)

第18条 法人は、計算書類の信頼性を高め、法人運営の透明性を確保するため外部監査の活用により、計算書類及び監査報告書を公表することによって利害関係者に対するの説明責任を果たすものとする。

2 財務書類の監査は独占業務該当であるため、監査の実施者は、公認会計士又は監査法人とする。

3 実施者の選任にあたっては、公認会計士協会(東京会)に推薦方を依頼するものとする。

4 依頼期間は、2年間とし、再任を妨げないものとする。

### 第5章 役員選任、欠員補充等

#### (役員・評議員選任)

第19条 役員の任期満了に際して、新役員の選任は現評議員会(役員の任期開始日が評議員の任期開始日より後の場合は新評議員会)においてこれを行うものとする。

2 評議員会の任期満了に際して、新評議員の選任は現理事会(役員の任期開始日が評議員の任期開始日より後の場合は新理事会)においてこれを行うものとする。

3 前2項に係る選任方法は、別に定める「役員等選任手続細則」によることを原則とするが一部手続きを省略することができる。

4 役員・評議員の就任を受諾する者は、就任承諾書を理事長に提出するものとする。

#### (辞任届の提出)

第20条 役員及び評議員が任期満了前に辞任しようとするときは、理事長に辞任届を提出するものとする。

#### (役員・評議員の欠員補充)

第21条 役員・評議員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第22条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が長期(概ね1年)にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることに理事は留意するものとする。

(評議員会の長期欠席)

第23条 理事を兼ねていない評議員の評議員会への欠席が長期(概ね1年)にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることに評議員(理事を兼ねる評議員を除く)は留意するものとする。

(理事総数の定義等)

第24条 理事会の開催要件、議決要件として使用されている理事総数の定義は本来、定款の理事定数が理事総数であるが、欠員が生じている場合においては、欠員を除いた理事現数が理事総数となる。

2 評議員会の開催要件、議決要件として使用されている評議員総数の定義は、欠員が生じている場合においては、欠員を除いた評議員現数が評議員総数となる。

## 第6章 解職(評議員会を設置する場合)

(役員解職)

第25条 理事の解職は、評議員会において評議員総数の過半数の同意を要件とする。

2 監事の解職は、評議員会において評議員総数の過半数の同意を要件とする。

3 第1項の議決について、当該理事を兼ねる評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(評議員の解職)

第26条 評議員の解職は、理事会において理事総数の過半数の同意を要件とする。

2 前項の議決について、当該評議員を兼ねる理事は、その議事の議決に加わることができない。

## 第6章 解職(評議員会を設置しない場合)

(役員解職)

第25条 理事の解職は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を要件とする。

2 監事の解職は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を要件とする。

3 第1項の議決について、当該理事は、その議事の議決に加わることができない。

## 第7章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第27条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第28条 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、プライバシー情報の保護についても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

(改正)

第29条 本細則の改廃は、理事会の議決及び評議員会の審議を経て行う。

付 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年7月1日から施行する。